

## 山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務に係る提案募集要領

### 1 目的

山形県の漁業就業者数は減少しており、同時に高齢化も進んでいる。新たな担い手の確保が必要であるが、本県漁業の情報は少なく、具体的な初期投資額や経営スタイル、収入面等、新規漁業就業希望者が就業に繋がる情報を得ることができる漁業情報PR資料を作成する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務

#### (2) 業務の内容

別添、委託仕様書（企画提案用）のとおり

#### (3) 提案限度額

6,233 千円

### 3 契約相手方の選定

本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を契約予定者とする。

### 4 応募に関する事項

(1) 民間企業・NPO法人・その他の法人（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件すべて満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されないこと。
- ② 山形県税（山形県税に付帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していないこと。
- ③ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く）。
- ⑤ 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第5項の競争入札参加資格名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載されていること。
- ⑥ 山形県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する業者で、本委託業務の内容、要件を理解し、委託事業に従事する体制が整っていること。
- ⑦ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等）、予算及び決算書類を整備していること。
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

- ⑨ 次のいずれにも該当しないこと。(地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く)
- (イ) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (ロ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
  - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している認められるとき。
- ⑩ 政治活動又は宗教活動を主目的とする団体でないこと。

## (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他の不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要領に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ② 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が募集要領等で示した要件に適合しないとき。
- ④ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ⑤ 提案内容が提案限度額を上回るとき。

## 5 提出書類及び提出方法等

### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書(様式第 1 号): 1 部
- ② 会社概要書(様式第 2 号): 1 部
- ③ 企画提案書(様式第 3 号): 6 部
  - ・わかりやすい資料とするため任意で資料を追加することができる。
- ④ 経費見積書(様式第 4 号): 6 部

(2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）、会社概要書（様式第2号）  
令和4年7月13日（水）午後5時（必着）
- ② 企画提案書（様式第3号）、経費見積書（様式第4号）  
令和4年7月20日（水）午後5時（必着）

(3) 提出先

後述「11 担当部局」へ提出すること

(4) 提出方法

持参又は郵送によるものとする。

- ・郵送は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時までに提出先へ持参すること。

(5) その他

提案は1事業者につき、1提案とする。

## 6 企画提案作成等に係る質問・問い合わせ

(1) 提出書類

企画提案書の作成に係る質問等は、別紙「企画提案書作成に係る質問書（様式第5号）」により行うものとする。

(2) 提出方法

質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務への問い合わせ」として以下の問い合わせ先まで送信すること。

【山形県農林水産部水産振興課（Eメールアドレス：ysuisan#pref.yamagata.jp）】

※上記「#」を@に変えたうえで送信してください。

(3) 受付期間

令和4年6月30日（木）午前8時30分から7月20日（水）午後5時までとする。

(4) 回答

質問書への回答は、すべての参加申込者に対し、電子メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関わること等については、当該質問をした提案者のみへの回答する。

## 7 審査方法、評価基準及び選定方法

(1) 県は、「山形県漁業の魅力PRパワーアップ事業PR資料作成業務委託に係る公募型プロポーザル方式の企画提案審査委員会設置要領」において審査員を定め、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行う。ただし、山形県農林水産部の判断によりプレゼンテーションを省略する場合がある。

(2) 評価は、以下の項目により行うものとし、それぞれの項目の配点及び審査の視点は

別表のとおりとする。

なお、経費の積算について、明らかに不適切と認められるときは、当該応募者は選定の対象としない場合がある。

- (3) 選定は、審査員の各評価点の合計が最高点の者（以下「最優秀提案者」という。）及び次点の者（以下、「次点者」という。）とし、最優秀提案者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議により決するものとする。

また、審査の結果はすべての応募者に対して書面により通知する。

- (4) 審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。
- (5) 参加者が1者のみであった場合にも、審査員の採点の合計が評価基準点の合計値の6割以上であり、提案の内容が契約の目的を十分に達成可能であると判断できるときは、当該者を最優秀提案者に選定できるものとする。

## 8 今後のスケジュール（予定）

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| (1) 募集開始        | 令和4年6月30日（木） |
| (2) 参加申込書の提出期限  | 令和4年7月13日（水） |
| (3) 質問書の提出期限    | 令和4年7月20日（水） |
| (4) 企画提案書の申込期限  | 令和4年7月20日（水） |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和4年7月下旬     |
| (6) 契約締結        | 令和4年8月上旬     |

## 9 委託契約に係る基本事項

- (1) 最優秀提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 選定された提案等については、選定後に県と詳細を協議すること。その際、内容、金額について変化が生じる場合がある。
- (3) 最優秀提案者と業務委託契約締結条件で合意に至らなかった場合、あるいは、最優秀提案者が失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約の締結を行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約の期間については、契約締結日から令和5年3月10日までとする。

## 10 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費はすべて応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、必要に応じて複写を行う場合がある。
- (3) 提出期限後における企画書の再提出、差換えは認めない。
- (4) 応募及び契約については、発注者の都合により事業停止する場合があります。
- (5) 企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「11担当部局」に提出すること。
- (6) 応募書類は本件に係る事業企画の選定審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用

しない。

- (7) 応募者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。
- (8) 新型コロナウイルスの影響により、事業の一部が変更又は中止される場合がある。

## 11 担当部局

山形県農林水産部水産振興課：水産業成長産業化担当

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁9階）

電 話：023-630-2478

F A X：023-630-3257

メール：ysuisan#pref.yamagata.jp

※上記「#」「@」に変えた上で送信してください。

【別表】

評価項目及び審査の視点

	評価項目	審査の視点	配点
実施方針	1 方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方針が事業の目的に合致したものであるか</li> <li>・事業内容に関する理解度はあるか</li> </ul>	5
企画内容	2 経営スタイル資料作成・2D動画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業の知識が無い者に対して理解しやすい内容となっているか</li> <li>・これから漁業経営を希望する者が参考とできる内容となっているか</li> <li>・実際の漁業の様子が理解できる動画作成内容となっているか</li> </ul>	15
	3 VR動画作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に作業する漁業者目線等、臨場感があり、漁業の魅力を感じる動画作成内容となっているか</li> </ul>	15
	4 山形の漁業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県の漁業・必要な魚種が分かる内容となっているか。</li> </ul>	10
	5 独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果を高める独自性があるか</li> </ul>	10
業務遂行能力	6 類似事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務と同種または類似の業務を受託し、漁業に関する資料作成、動画作成の実績はあるか</li> </ul>	10
	7 取材の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料及び動画の作成に必要な取材・撮影の時間、回数、及び体制を有しているか</li> <li>・漁業の現場で実際に取材可能な知識・能力を有しているか</li> </ul>	10
	8 実施能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撮影日の変更（海況に応じた）に柔軟に対応できるか</li> <li>・現場での取材・撮影時の安全性は確保できるか</li> </ul>	15
	9 計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務計画に無理がないスケジュールとなっているか</li> </ul>	5
経費	10 経費の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業全体にかかる経費及び各提案内容別の経費内訳が明示されているか</li> <li>・提案した内容すべてを実施するのに必要な経費について妥当性はあるか</li> </ul>	5
合計			100